



スマホでお手続きの方へ

ご注意

前面画面上に戻るときは「戻る」のボタンを押してください。
※「戻る」ボタンを押すとブラウザが閉じてしまいますのでご注意ください。

2025年4月版

愛車PROTECT トヨタのミニ車両保険 重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただきたい大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いいたします。
また、この保険は、被保険者(加入者)からお申込みの手続きを行っていただくため、被保険者(加入者)の方も重要事項等説明書を必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

契約概要 ... 保険契約の内容を理解いただくための事項です。
注意喚起情報 ... ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意いただきたい事項です。

1 商品のしくみと補償内容

「愛車PROTECT トヨタのミニ車両保険」は自動車に損傷し、修理を行ったことで修理費用を負担した際に保険金をお支払いする保険です。

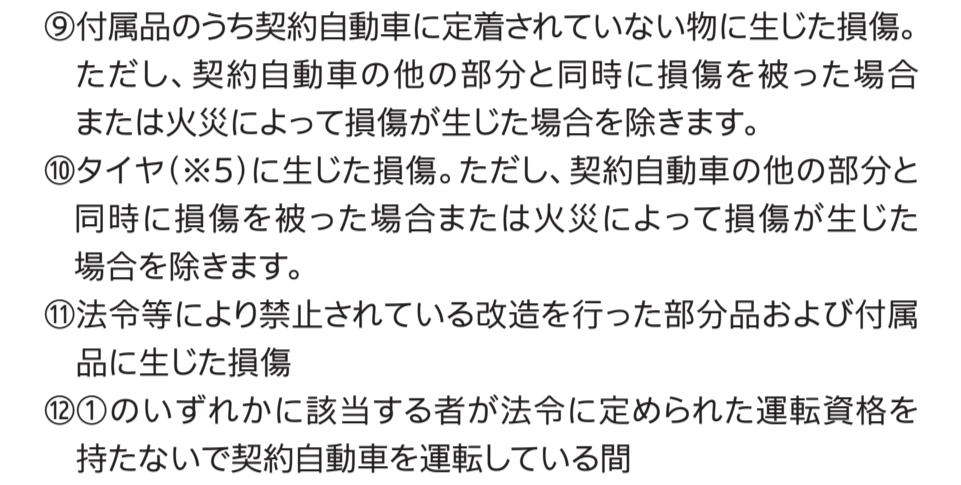
同じく自動車を補償する自動車保険の車両保険(以下「車両保険」といいます。)と異なり、以下の特徴があります。

- ①新車購入者限定でご加入いただけます
この保険は自動車販売会社で新車を購入された方で、車両保険に加入していない方、または車両保険の免責金額を10万円以上に設定されている方のみご加入いただけます。また、更新は2回までで、最長3年間ご加入いただけます。
- ②等級制度はありません
自動車保険には等級制度があり、事故の内容や回数に応じて等級が設定され、等級に応じて保険料の割増引が決まっていますが、この保険には等級制度はありません。
- ③保険料は前月の保険金支払総額と加入契約数で決まります
この保険の保険料は、加入している契約に対しお支払いした保険金の総額と加入契約数によって算出する仕組みとなっています。そのため、保険料は後払いで、毎月変動します。
- ④修理費用を負担したことで保険金をお支払いします
この保険は車両保険と異なり費用の保険のため、「事故」は自動車に損傷したことでなく、修理費用を負担したことになります。また、保険金額は10万円を保険期間通算での設定となります。

(1)商品のしくみ
「愛車PROTECT トヨタのミニ車両保険」(※)は、契約内容確認証に記載の自動車(以下「契約自動車」といいます。)が損傷し、被保険者(加入者)が保険期間中に修理費用を負担したことで被った損害に対し、保険金をお支払いします。また、この保険の保険料は後払いで、毎月の支払保険金総額と加入契約数によって算出され、毎月変動します。

この保険は自動車販売会社を保険契約者、新車を購入した方を被保険者(加入者)とする団体契約です。この保険契約における、1契約自動車あたりの加入者の加入部分を加入契約といえます。

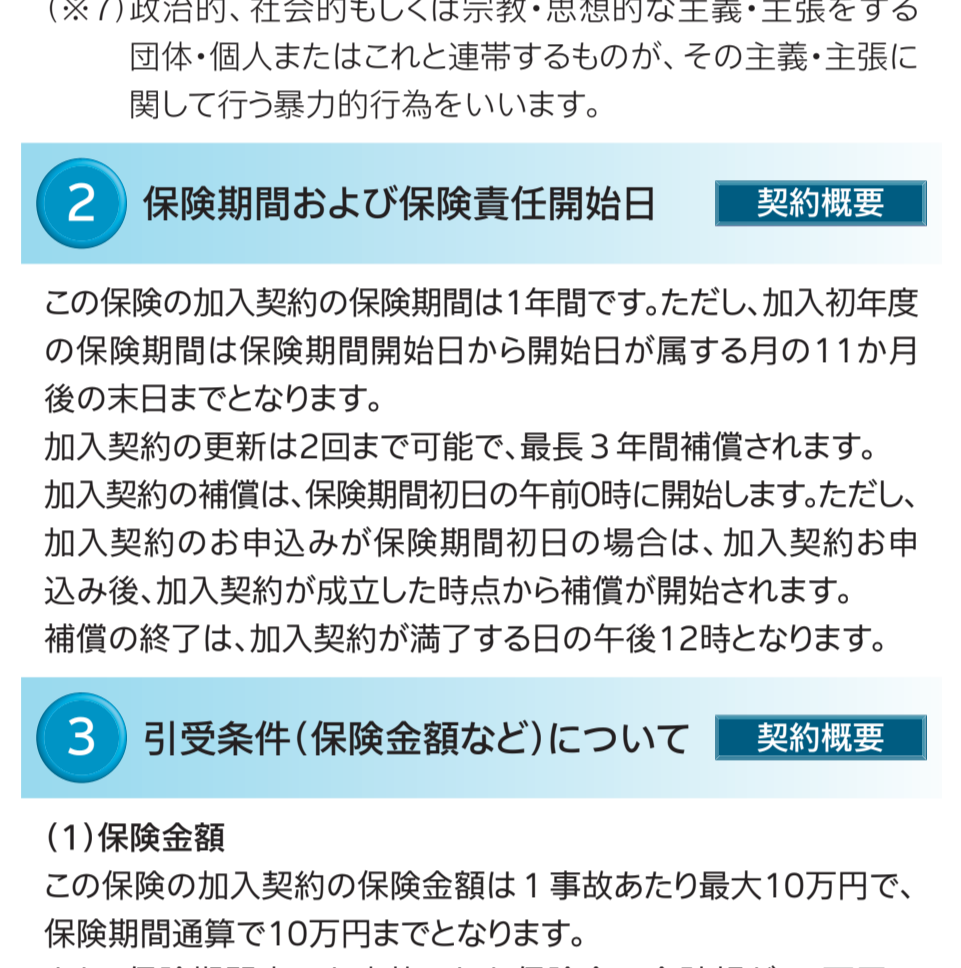
※「愛車PROTECT トヨタのミニ車両保険」は、費用の保険普通保険約款に車両修理費用特約(一般条件)、団体契約における加入者に適用する特約、P2P特約をセットした商品の名称です。



(2)補償内容
保険金をお支払いする主な場合およびお支払いする保険金の額は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

<保険金をお支払いする主な場合>
契約自動車が日本国内(※)にある間に衝突、接触、当て逃げ、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮、落書き・いたずらなどその他偶然な事由により損傷し、被保険者(加入者)が保険期間中に修理費用を負担したことで被った損害に対し、保険金をお支払いします。ただし、保険期間開始前に契約自動車に生じた損傷による損害を除きます。なお、加入契約の更新時は、更新前のご契約の保険期間中に生じた損傷で、更新後のご契約の保険期間中に修理費用を負担した場合にはお支払いの対象となります。

(※)日本国外における日本船舶内を含みます。



<保険金の支払額>
保険金額を限度に、修理費用から以下の金額の合計額を差し引いた額をお支払いします。

①この保険契約者から支払われる保険金または共済金がある場合はその額

②被保険者(加入者)が第三者に対して損害賠償請求権を行使できる場合は、被保険者(加入者)が第三者から受け取る損害賠償責任の額

(3)保険金をお支払いできない主な場合
保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

<保険金をお支払いできない主な場合>
次のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、
Aに規定する者については、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、
ア. 保険契約者または被保険者(※1)
イ. Aに規定する者の法定代理人
ウ. Aに規定する者の業務に従事する中の使用人
エ. Aに規定する者の父母、配偶者または子
- ②詐欺または横領
- ③契約自動車を競走もしくは曲技(※2)のために使用すること、または、競走もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(※3)すること
- ④契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さびその他自然の消耗
- ⑤契約自動車の故障
- ⑥契約自動車の盗難(※4)
- ⑦契約自動車の鍵の盗難、置き忘れまたは紛失
- ⑧契約自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損傷
- ⑨付属品のうち契約自動車に定着されていない物に生じた損傷。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損傷を被った場合または火災によって損傷が生じた場合を除きます。
- ⑩タイヤ(※5)に生じた損傷。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損傷を被った場合または火災によって損傷が生じた場合を除きます。
- ⑪法令等により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損傷
- ⑫①のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
- ⑬①のいずれかに該当する者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
- ⑭①のいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないうちそれが有る状態で契約自動車を運転している間
- ⑮差押え、取用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。
- ⑯戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(※6)
- ⑰地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑱核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑲放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑳直接である間接であるを問わずテロ行為(※7)によって、またはテロ行為(※7)の結果として生じた損害

(※1)これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。
(※2)競技または曲技のための練習を含みます。
(※3)救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
(※4)発見されるまでに間に損傷が生じた場合を含みます。
(※5)チューブを含みます。
(※6)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態を含みます。
(※7)政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張をする団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

2 保険期間および保険責任開始日

この保険の加入契約の保険期間は1年間です。ただし、加入初年度の保険期間は保険期間開始日から開始日が属する月の11か月後の末日までとなります。

加入契約の更新は2回まで可能で、最長3年間補償されます。加入契約の補償は、保険期間初日の午前0時に開始します。ただし、加入契約のお申込みが保険期間初日の場合は、加入契約お申込み後、加入契約が成立した時点から補償が開始されます。補償の終了は、加入契約が満了する日の午後12時となります。

3 引受条件(保険金額など)について

(1)保険金額
この保険の加入契約の保険金額は1事故あたり最大10万円で、保険期間通算で10万円までとなります。

また、保険期間中にお支払いした保険金の合計額が10万円に達した場合は以下のとおり取り扱われます。なお、加入契約は一度解約すると再加入できません。加入契約が初年度または2年度目の場合は、保険金の合計額が10万円に達した場合、当該年度は補償の対象外となりますが、解約せずに存続させることで、契約の更新が可能となります。その場合、契約の更新後に保険金額は復活します。解約の際にはご注意ください。

初年度、2年度目の場合	支払保険金の合計額が10万円に達した場合、それ以降当該保険年度は保険金支払対象外となります。ただし、その時点で加入契約を終了せず、解約するか契約を存続させるかを選択いただけます。なお、契約を存続させる場合は、引き続き保険料のお支払いがあります。
3年度目(最終年度)の場合	支払保険金の合計額が10万円に達した時に加入契約は終了(全損失効)します。

(2)ご契約者・被保険者(加入者)
この保険は自動車販売会社を保険契約者とする団体契約です。被保険者(加入者)の方は18歳以上の個人で自動車販売会社で新車を購入した方に限ります。

4 保険料のお支払いについて

(1)保険料のお支払いについて
保険料は月払いで、被保険者(加入者)はクレジットカードにてお支払いいただきます。利用可能なクレジットカードは被保険者本人名義のクレジットカード(家族カード含みます)に限ります。保険料の支払い開始の初日が属する月の翌月以降、前月分の保険料を計算したうえ毎月5日に被保険者(加入者)にメールにて通知し、同日に決済手続きを行います。

(2)保険料の計算方法
1加入契約あたりの毎月の保険料は以下の算式により算出します。なお、保険料は支払保険金総額と加入契約数によって算出されるため、毎月変動します。また、この保険には、毎月の保険料に上限額の設定(※1)があるため、算出された結果が保険料上限額を超過する場合は、保険料上限額がその月の保険料となります(保険料上限額を超えて保険料の負担が発生することはありません)。

$$\frac{\text{前月の支払保険金の総額}}{\text{前月の加入契約数(※2)}} \times (1 + \text{契約管理費率(※3)}) = \text{保険料(※4)}$$

(※1) 保険料上限額は当社マイページをご確認ください。なお、前月分上限額は保険期間中に改定を行う場合があります。
(※2) 前月1日時点で有効な加入契約に当該月に保険期間の初日が属する加入契約の総数とします。ただし、保険期間の初日が16日以降の加入契約については、保険期間の初日が属する月については加入契約数を0.5とします。
(※3) 保険契約の管理および維持に必要な費用で、率は30%となります。
(※4) 保険期間の初日が16日以降の場合は、初回の保険料については0.5を乗じた額が保険料となります。

(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い
払込期日(※5)に保険料の決済手続きができなかった場合は、払込期日(※5)の属する月の末日(以下「払込猶予日」といいます。)までにお支払いください。払込猶予日までに保険料のお支払いがない場合、当該保険料を払い込む日に応ずる約定支払日(※6)以降に生じた事故に対しては保険金をお支払いすることができません。また、ご契約は解除となりますのでご注意ください。

(※5) 保険期間の初日が属する月の翌月以降に到来する毎月5日をいいます。
(※6) 毎月1日とします。ただし、加入契約の保険期間の初日が1日以外の場合は第1回目の約定支払日は保険期間の初日とします。

(4)保険料額取前の事故の特例
被保険者(加入者)は、損害に対する保険金の支払いを請求する場合は、その損害の発生の日に応ずる回目までの保険料をお支払いいただく必要があります。ただし、損害の発生の日に応ずる回目までの保険料の払込期日(※5)が未到達の場合で、被保険者(加入者)がその払込期日に保険料を払い込む旨の確約を行い、当社がそれを承認したときは、当社はその保険料が払い込まれたものとしてその損害に対しては保険金をお支払いします。

なお、確約に反して払込期日に保険料のお支払いがなく、さらに払込猶予日までにお支払いいただけなかった場合でも、保険料の支払いが免除されることはありません。

(5)保険料の保険契約者負担
保険料は原則被保険者(加入者)の負担となりますが、保険契約者が保険料を負担する場合があります。保険契約者が保険料を負担する場合は、「(2)保険料の計算方法」で計算した保険料から保険契約者負担額を差し引いた額が被保険者(加入者)の負担となります。なお、差し引いた結果0円以下となる場合は、被保険者(加入者)の負担はありません。保険契約者負担額については当社マイページにてご確認ください。

5 保険契約の更新

この保険の加入契約は2回まで更新が可能で、最長3年間補償されます。当社は、補償終了日の前月に、ご登録のメールアドレスにメールで契約更新のご案内をお送りいたします。

契約の更新をご希望される場合には、補償終了日までに当社マイページで契約更新の手続きを行ってください。手続きが行われない場合には、補償終了日加入契約は終了します。

6 保険証券

この保険は保険証券の発行は行いません。ご契約内容は、当社マイページから契約内容確認証をダウンロードしてご確認ください。

7 事故が発生した場合

・この保険における「事故」とは自動車に損傷したことでなく、自動車に損傷したことで修理費用を負担したことをいいます。

・自動車の損傷が保険期間中に発生した場合でも、修理を行う前に満期を迎えた、加入契約を解約したなど、補償終了後(保険期間外)に修理費用を負担された場合は保険金をお支払いすることができませんので、ご注意ください。

・事故が発生した場合は、当社マイページからただちに当社までご連絡ください。事故の発生の日から速やかにご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

・保険金の請求を行うときは普通保険約款・特約に定める書類等をご提出いただけます。

・この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

8 解約返れい金および解約のお手続き

この保険は解約返れい金はありません。加入契約を解約する場合は、当社マイページからお手続きください。加入契約は一度解約すると同じ自動車から再度加入することはできませんのでご注意ください。

なお、この保険は保険料の支払いが保険期間の初日が属する月の翌月からとなる後払いのため、解約の翌月まで保険料のお支払いが発生しますのでご注意ください。

9 告知事項・通知事項

(1)告知事項
ご契約者または被保険者(加入者)には、ご契約時に当社が特に定める重要な事項(告知事項)について事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>この保険の告知事項は、次のとおりです。
★他社の車両保険の加入有無
★他社の車両保険の免責金額

この保険は他の自動車保険において、以下いずれかの条件を満たす車両にご加入いただけます。

- ①車両ご加入の免責金額(自己負担額)が10万円以上の場合(※)
- ②車両保険に加入していない場合

(※)一般条件、車対車+Aなど補償内容は問いません。事故回数によって免責金額が異なる場合は、1回目・2回目ともに10万円以上設定している場合に限りです。なお、10万円以上設定している場合でも、一定の条件下で利用可能な免責金額(自己負担額)をなすとする特約をセットしている場合はご加入いただけません。

(2)通知事項
ご契約者または被保険者(加入者)は、他の車両保険に新たに加入した変更・車両保険の免責金額を変更した場合は、当社マイページで変更手続きを行ってください。ご加入条件を満たさなくなった場合には、加入契約は継続できず解約いただきます。また、変更の事実が生じているにもかかわらず、変更手続きをされなかった場合には保険金をお支払いできないことがあります。

10 満期返れい金・契約者配当金

この保険は、満期返れい金・契約者配当金はありません。

11 クーリングオフについて

この保険は、保険期間が1年以内のため、クーリングオフの対象とはなりません。

12 補償重複について

この保険契約と同様の補償内容の保険にご加入されている場合、補償が重複することがあります。補償が重複する場合、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約等からは保険金等が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

13 支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

14 少額短期保険業者について

Mysurance株式会社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」の登録会社です。

少額短期保険業者が引受可能な保険契約は保険業法において以下のとおり定められています。

①保険期間は1年以内(損害保険分野については、保険期間は2年以内)となります。「愛車PROTECT トヨタのミニ車両保険」の保険期間は最長1年です。

②1被保険者(加入者)あたりの引受可能な保険金額の合計額は、1,000万円までとなります。

③1契約者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、10億円までとなります。

15 少額短期保険業者破綻時等の取扱い

(1)少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減してお支払いをすることがあります。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。

- ①保険料の増額
- ②保険金額の減額

(2)少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の適用はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約(破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約)にも該当しません。

1. 個人情報の取扱いについて

Mysurance株式会社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、当社の商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「本契約」といいます。)に利用します。また、当社が業務上必要とする範囲で以下のとおり情報の取得・利用・提供または登録を行うことがあります。

①当社業務のために、保険代理店を含む業務委託先、その他関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

②再保険のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

③国内外のグループ会社や提携先に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

④保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本少額短期保険協会、他の保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いの詳細は、当社公式サイト(<https://www.mysurance.co.jp/privacy/handling/>)をご覧ください。

2. 保険金請求手続きにおける個人情報の取扱いについて

1.個人情報の取扱いについて①に記載の業務委託先には、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先を含みます。

指定紛争解決機関

Mysurance株式会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が申立てを行う紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」に解決の申請を申し立てることがあります。(当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会が紛争解決等業務に関する基本契約(ADR契約)を締結しています。)

少額短期ほけん相談室
0120-82-1144
<受付時間>
平日9:00~12:00, 13:00~17:00
(土・日・祝日、年末年始は休業)

取扱代理店について

本保険はインターネットを経由しMysurance株式会社と結締いただきます。ご契約内容の確認や変更の手続きについては、当社マイページをご利用ください。

取扱代理店トヨタファイナンス株式会社は、Mysurance株式会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務などの代理業務を行っています。

Mysurance株式会社へのお問い合わせ

保険商品に関するお問い合わせは、当社公式サイトでご確認ください。

【公式ウェブサイト】
<https://www.mysurance.co.jp>

【お問合せフォーム】
<https://inquiry.mysurance.co.jp/contact/#/>

